

○みやこ町監査委員条例

令和5年12月27日

条例第36号

みやこ町監査委員条例（平成18年みやこ町条例第24号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第195条第2項、第200条第2項及び第202条の規定に基づき、みやこ町監査委員（以下「監査委員」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（監査委員の定数）

第2条 監査委員の定数は、2人とする。

（事務局の設置）

第3条 監査委員に関する事務を処理するため、監査委員事務局（以下「事務局」という。）を置く。

2 事務局の職員の定数は、みやこ町職員定数条例（平成18年みやこ町条例第28号）に定める職員の定数とし、事務局に事務局長を置く。

（請求又は要求による監査）

第4条 監査委員は、法第75条第1項、第98条第2項、第242条第1項若しくは第243条の2の2第3項（地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「公企法」という。）第34条の規定により準用する場合を含む。）の規定による監査の請求又は法第199条第6項若しくは第7項若しくは第235条の2第2項若しくは公企法第27条の2第1項の規定による監査の要求があったときは、当該監査の請求又は要求を受理した日から60日以内に監査を行わなければならない。

（請願の処理）

第5条 監査委員は、法第125条の規定により議会から請願の送付を受けたときは、速やかに処理し、報告しなければならない。

（随時監査）

第6条 監査委員は、法第199条第2項又は第5項の規定による監査を行うときは、監査の期日前10日までにその期日を町長及び関係機関に通知しなければならない。

（定期監査）

第7条 法第199条第4項の規定による監査は、毎年4月から翌年2月までの間に行

う。ただし、やむを得ない事情があると認められるときは、この限りでない。

2 監査委員は、前項の監査を行うときは、監査の期日前7日までにその期日を町長及び関係機関に通知しなければならない。

(財政援助団体等の監査)

第8条 監査委員は、法第199条第7項の規定による監査を行うときは、あらかじめ監査の期日を当該監査を受けるものに通知しなければならない。

(現金出納の検査)

第9条 法第235条の2第1項の規定による検査は、毎月25日に行う。ただし、その期日がみやこ町の休日を定める条例（平成18年みやこ町条例第2号）第1条第1項に規定する町の休日に当たるとき、その他やむを得ない理由があるときは、その期日を変更することができる。

2 監査委員は、前項の検査の期日前3日までにその期日を町長及び関係機関に通知しなければならない。

(公金の収納等の監査)

第10条 監査委員は、法第235条の2第2項又は公企法第27条の2第1項の規定による監査を行うときは、あらかじめ監査の期日を関係金融機関に通知しなければならない。

(決算等の審査)

第11条 監査委員は、次の各号のいずれかの書類が審査に付されたときは、60日以内に意見を付けて町長に回付しなければならない。

(1) 法第233条第2項の規定による決算及び書類又は法第241条第5項の規定による基金の運用の状況を示す書類

(2) 公企法第30条第2項の規定による決算及び書類

(3) 地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定による健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類又は同法第22条第1項の規定による資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

(公表の方法)

第12条 監査委員の行う公表は、みやこ町公告式条例（平成18年みやこ町条例第3号）に定める公表の例による。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、監査委員に関し必要な事項は、監査委員が協議して定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。